

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和元年5月21日（火曜日）
午前11時14分開会 午前11時20分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 議案の審査
議案第67号 土浦市税条例の一部改正について
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長 島岡 宏明
副委員長 今野 貴子
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 柴原伊一郎
委 員 篠塚 昌毅

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（3名）

市長公室長 船 沢 一 郎
総務部長 望 月 亮 一
課税課長 羽 成 信 明

事務局職員出席

局 長 塚本 哲生

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（なし）

○**島岡委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。市議会議員選挙後の委員会の最初であり、初めての委員もおりますので、市長公室長、総務部長、課税課長の順にお願いします。

○**船沢市長公室長** 改めまして、市長公室長の船沢でございます。よろしくお願いいたします。

○**望月総務部長** 総務部長の望月でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**羽成課税課長** 課税課長の羽成と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** ありがとうございます。それでは、議案の審査に入ります。議案第67号土浦市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**羽成課税課長** 議案第67号土浦市税条例の一部改正についてご説明します。資料は、総務市民委員会資料の1ページから2ページをお願いします。最初に改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正する等の法律等が平成31年3月29日に公布され、令和元年6月1日から施行となりますので、市税条例の一部改正をお願いするものです。改正の内容についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。市税条例第34条の7寄附金税額控除、付則第10条の4寄附金税額控除における特別控除の特例、付則第12条個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等。2ページをお願いします。付則第12条の2につきましては、法律の改正に合わせての改正でふるさと納税制度の健全な発展に向け、過度の返礼品を送付し制度の趣旨を歪めている団体については、ふるさと納税特例控除の対象外にすることができるよう市町村民税の都道府県又は市区町村に対する寄附金控除額について見直しされております。具体的には、総務大臣が基準に適合した地方団体をふるさと納税の対象として指定することになり、その基準は、寄附金の募集を適正に実施する地方団体とすること。また、返礼品を送付する場合、返礼品の返礼割合を3割以下とすること。また、返礼品は地場産品とすることが規定されております。6月1日以降の寄附金が対象となり、指定対象外の団体に対しての寄附金はふるさと納税の対象外となるものです。この改正により、関係する条例の条項や文言を記載のとおり改正するものです。施行日は令和元年6月1日となります。資料の3ページ4ページは土浦市税条例の一部を改正する条例となります。資料の5ページから9ページは条例の新旧対照表となりますので、後ほどご覧ください。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**吉田(博)委員** 課長、要は総務省がふるさと納税は、きちっとやりますよと。いうことが下りてきた。それに合わせる為には、市としては市の条例を変更しなければいけないということ。その辺の話だろう。

○**羽成課税課長** そうです。

○**島岡委員長** その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第67号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第67号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決しました。

○島岡委員長 その他、執行部から何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 以上で当総務市民委員会に付託された全ての議案の審査は終了しました。以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。